

別紙 1

デジタルプロモーション実施における留意事項

1 広告媒体及び Google Analytics のアカウント管理に関する業務

- ・「The Grace of Japan , Tochigi」のウェブサイトについて、栃木県が別途指定する Google Analytics の親アカウントにプロパティ ID をリンクさせること。
- ・栃木県が提示する「栃木県 Google タグマネージャー」への、各種計測タグ、リターゲティングタグの導入を行うこと。
- ・必要に応じてトリガーアクションの設定及びタグの発火テストの実施及び報告を行うこと。
- ・各種アカウント作成時には、内容について栃木県の承認を得ること。また、当該アカウントについては、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

2 適正なデジタルプロモーションの実施

- ・広告価値毀損の課題について、栃木県の信用失墜やブランド毀損につながる場所への広告掲載は必ず避け、アドベリフィケーションツールを採用するなど、栃木県に対する透明性を可能なかぎり確保したうえで、確実な対策を行うこと。
- ・透明性確保、費用対効果の明確化のため、動画配信費のうち広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- ・各媒体などとタイアップ企画コンテンツを制作する場合は、可能な限り同コンテンツ内に栃木県が指定するリマーケティングタグを設定し、訪問者データを蓄積すること。

3 Google 広告を利用する場合

- ・栃木県公式の MCC (マイククライアントセンター) とリンクすること。
- ・「The Grace of Japan , Tochigi」のウェブサイトの Google Analytics とリンクすること。
- ・Google 広告アカウント、Google Analytics アカウントのそれぞれで、効果的と考えられるリマーケティングタグ、リマーケティングリストを設定し、栃木県公式 MCC と共有すること。
- ・Google が提供する無料調査 (「ブランドリフト効果測定」等) が利用できる場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上で必要に応じて調査を実施すること。

4 その他広告媒体を利用する場合

- ・Google 広告以外の広告媒体を活用する場合においても、原則として Google 広告と同様の対応を行うこと。
- ・広告の閲覧・操作の権限の付与について、栃木県がやむを得ないと認めるに足る事情があると考えられる場合には、栃木県と協議の上で代替案を決定すること。

5 動画制作・動画広告の実施について

- ・栃木県が今後もデジタルプロモーションを行うことを考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。

6 5においてYouTubeを利用する場合

- ・作成した動画は栃木県が運営する YouTube チャンネルへ掲載を行うこと。
【チャンネル名】「The Grace of Japan , Tochigi」
- ・YouTube チャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行い、効果的な SEO 対策を行うこと。
- ・動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を利用するために、YouTube チャンネルと Google 広告アカウントをリンクさせること。

7 その他

- ・欧州経済領域(EEA)の域内から域外への個人データ移転を行う場合は、EU 一般データ保護規則（GDPR：General Date Protection Regulation）コンプライアンスへの対応を受託者において検討の上で対策を行うこと。
- ・また、その他地域内・地域間における個人データ移転を行う場合にあっても、現地当局の示す法令等を遵守し、受託者において検討の上で対策を行うこと。